

見附市立保育園民営化に係る
移管先法人募集要項

令和5年9月
見附市
見附市教育委員会

目 次

1.	移管予定日	1
2.	民営化対象保育園の概要	1
3.	民営化の手法	1
4.	民営化に係る諸条件	1
5.	応募資格等	2
6.	引継ぎ等の条件	4
7.	申請手続き	4
8.	公募に関するスケジュール	4
9.	選定方法及び結果について	5
10.	移管事業者との協定	5
11.	問合せ及び書類等提出先	5

様式・資料等

<様式集>

<和楽保育園資料>

<採点方法及び採点基準について>

見附市立保育園民営化に係る移管先法人募集要項

見附市は、令和4年3月に策定した「第3次見附市公立保育園民営化等実施計画」に基づき、和楽保育園の民営化事業者を次により募集する。

1. 移管予定日

令和7年4月1日もしくは令和8年4月1日（事業者の提案によるものとする）

2. 民営化対象保育園の概要

【施設概要】

施設名	所在地	定員		現員数	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	施工 年月日	施設の構造
		可能	想定					
和楽保育園	田井町 1714	50	25	12	1,300.00	295.56	H13.10	鉄骨

※平面図等は別添資料あり。

3. 民営化の手法

見附市（以下「市」という。）は財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、和楽保育園の保育園園舎等は無償譲渡し、民間運営の児童福祉法第35条第4項の規定により認可された保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により認可されたこども園、又は、児童福祉法第6条第3項第10項の規定による小規模保育事業所として運営する「移管方式」とする。なお、用地については、同条例に基づき、市と移管事業者との間で貸借契約を締結するものとする。

4. 民営化に係る諸条件

(1) 用地

土地は、無償貸与する。借地部分は、市が地権者と賃貸借契約を行い負担するものとする。

(2) 建物等

- 園舎・物置・プール・遊具は、移管予定日前日において、現状有姿で無償譲渡とする。
- 保育園が所有している備品等（リース品は除く）については、現状有姿で無償譲渡とする。ただし、贈答品、記念品等については、市及び保護者等関係者と協議するものとする。
- 移管後の土地及び建物の維持管理については、移管事業者が責任をもって自己負担で行うものとする。（土地賃借料を除く）
- 移管の際、建物の修繕等が必要な場合については、必要に応じて協議する。移管後に発見された隠れた瑕疵については、市は責任を有しない。移管後の建物については、運営法人が登記後、速やかに運営法人の基本財産に編入すること。建物等の維持管理等に係る経費の一切は、運営法人の負担とすること。
- 和楽保育園は認可外保育施設であるため、移管予定日前日までに認可保育施設として整備を行う計画とすること。移管予定日前日以前に認可のために行う設備投資や修繕の経費負担は、申請書で提案したもののうち市が認めた経費を、予算の範囲内で市が負担するものとする。
- 移管予定日から5か年を経過する日まで、和楽保育園の建物を移管予定日前日の現状有姿の状態で使用し、大規模修繕及び建替え等の経費負担に関する協議に市は原則応じないものとする。
- 移管先の法人は少なくとも移管予定日から3か年を経過する日まで、保育事業を継続して行うものとする。止むを得ず保育事業を中止した場合、原状復旧を移管先事業者自らがを行い、市へ返却するものとする。但し、市が市政上必要である場合は、この限りではない。

(3) 運営内容

- ① 事業者自らが本募集要項3の「民営化の手法」にある保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の運営を行うこと
- ② 現在、認可外施設であるため、移管予定日前日までに認可施設として整備を行う計画とすること。
(認可施設：同募集要項3「民営化の手法」参照)
- ③ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）他関係法令を遵守し、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づいた保育を実践すること。
- ④ こども基本法、社会福祉法及び児童福祉法その他関係法令を遵守するとともに、市の保育行政を理解し、積極的に市へ協力すること。
- ⑤ 園が行う主な業務として、次に掲げる事業を実施すること。
 - ア 0歳児から就学前までの乳幼児を受け入れること。（小規模保育事業所の場合は、市内保育所等と連携し、3歳以上児の受け入れ場所を確保すること）
 - イ 障がい児の受け入れに努めること。
※集団保育が可能（障がいの程度が軽度又は中程度）と見附市が判断した児童の保育
 - ウ その他の特別保育の実施に努めること。
 - エ 広域入所児の保育を行うこと。
 - オ 市の子育て支援施策や、市が推進している幼保小連携・一貫教育の方針を理解し、積極的にその役割を果たすこと。
 - カ 市の献立表により給食を調理すること。ただし、栄養士を配置する場合は、当該栄養士が作る献立表により給食を調理することができるものとする。
 - キ 食育の推進に努めること。
 - ク 保護者との懇談を適宜開催すること。また、保護者の要望に誠意を持って対応すること。
 - ケ 苦情解決の仕組み（苦情解決責任者・窓口の設置、第三者委員設置等）の整備を行うこと。
- ⑥ 開所時間及び保育時間については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号）第4条の規定の区分に従って、以下のとおりとする。
 - ア 開所時間午前7時30分から午後7時まで
※開所時間は、これを更に延長することができる。
 - イ 保育時間
 - ・平日
(通常保育時間)

保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分まで
保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分まで

(延長保育時間)

保育標準時間認定	午後6時30分から午後7時00分まで
----------	--------------------

※終了時間は、これを更に延長することができる。

保育短時間認定	午前7時30分から午前8時30分まで
	午後4時30分から午後7時00分まで

※終了時間は、これを更に延長することができる。
 - ・土曜日
1日保育を実施すること（保育時間は平日の通常保育及び延長保育時間に準ずること）

5. 応募資格等

(1) 応募資格

令和5年4月1日現在において1年以上、子ども・子育て支援法に基づいた、教育・保育給付認定

を受けた子どもの保育を実施する法人であること。(共同体等での運営を希望する場合は、代表法人が条件を満たしていること。) ※社会福祉法人、学校法人以外の場合は、県内法人に限る。

(2) 応募の制限

次のいずれかに該当する事業者は応募することができないものとする。

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2(議員の兼職禁止)、第142条(市長の兼職禁止)、第166条(副市長の兼職の禁止)及び180条の5(委員会及び委員の兼業の禁止)の規定に該当。
- ② 地方自治法施行令(昭和33年政令第16号)第167条の4の規定に該当。
- ③ 応募書類提出時点において、見附市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止措置を受けている。
- ④ 応募書類提出時点において、見附市税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している。
- ⑤ 代表者、役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない。
- ⑥ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない。
- ⑦ 次に示す暴力団排除措置事由に該当する。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又はそれらの利益となる活動を行う団体である。
 - イ 役員等が暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。)もしくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与している。
 - ウ 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している。
 - オ 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - カ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

(3) 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外する。

- ① 提出された応募書類が募集要項に記載した条件を満たさない場合。
- ② 応募者(申請者及び申請者の代理人)若しくはそれ以外の関係者が以下の行為を行っていた場合。
 - ア 選定に対する不当な要求を行ったとき。
 - イ 見附市立保育園民営化選定委員会の委員に個別に接触したとき。
 - ウ 信義に反する行為、又は審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - エ 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - オ その他不正な行為があったとき。

(4) 職員

- ① 職員は少なくとも以下の職員を配置すること。

職員配置の際には、児童福祉法第45条の規定による児童福祉施設の設備及び運営について最低基準を遵守すること。人員配置の充実に努めること。
- ② 当該園に勤務する保育士は、保育園等勤務経験が3年以上のものが全体の3分の1以上かつ複数人含んでいること。

- ③ 職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと。
- ④ 園児の不慮の事故に備え、損害賠償保険に加入し、保護者に対して独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付制度への加入を働きかけること。

6. 引継ぎ等の条件

保育内容の円滑な引継ぎのために、移管前に共同保育の適切な期間を定め実施する。

運営法人は職員の派遣について協力すること。なお共同保育（引継ぎ保育）に係る経費については別途協議とする。

（共同保育実施体制）

期間：概ね3カ月程度（調理師のみ1か月程度）

その他、必要と認められるものは事前に協議のうえ、円滑な引継ぎに努めること。

7. 申請手続き

申請については、以下の提出書類を、申込期間内に下記受付場所へ持参すること。

（1）提出書類

別冊様式集参照

（2）提出部数等

提出部数は9部（正本1部、副本（複写可）8部）とする。

書類は全てA4サイズとするが、折込の場合はA3も可能とする。

提出書類一式をフラットファイル等に綴り、表紙に団体名を記入し提出のこと。

（3）著作権の帰属

応募書類の著作権は、応募事業者に帰属する。ただし、市は、選定結果の公表等に必要な場合は、応募内容を無償で使用できるものとする。

8. 公募に関するスケジュール

（1）募集要項の設置

① 期 日 令和5年11月30日（木）まで

② 設置場所 教育委員会こども課

※見附市ホームページからもダウンロード可。

URL: <http://www.city.mitsuke.niigata.jp/>（見附市ホームページ）

（2）募集要項の法人説明会

①日時：令和5年10月21日（土）時間 午前9時30分～12時30分まで

②会場：見附市役所大会議室

- ・午前9時 ～ 9時10分 受付
- ・午前9時10分～ 9時20分 応募資格ヒアリング
- ・午前9時30分～10時30分 説明会
- ・午前10時40分～12時30分 現地見学会（希望制）

③申込：令和5年10月20日（金）午後3時までに、様式5に必要事項を記入の上、e-mailにて申し込みを行うこと。

・メールタイトル 見附市立保育園民営化について（法人名）

④応募を予定している法人は必ず参加すること。未参加の法人の応募は不可。

⑤各法人最大3名まで参加可能。共同体での参加の場合も1共同体を1法人と見なす。

⑥応募資格を有していない場合は参加不可。また、説明会当日、応募資格についてヒアリングを行う。

（3）質問の受付

- ① 期 日 令和5年11月8日(水)午後3時まで
 - ② 提出方法 見附市こども課へ様式6に必要事項と質問内容を記入の上、e-mailにて提出するものとする。
 - ・タイトル 見附市立保育園民営化について(質問書)
 - ③ 応募内容に関する質問は法人説明会時または質問書でのみ回答する。
(現地説明会開催時も回答は行わない。)
- (4) 質問に対する回答
質問の回答方法は締切日の1週間を目安にホームページへの公開にて行う。
(質問者の氏名等は非公開とする。また、説明会での質問は必要に応じて改めてホームページで公開する。)また、個人や応募資格を有していない団体への回答は行わない。
- (5) 申請書類の提出
- ① 期 間 令和5年12月1日(金)～8日(金)*土・日・祝日を除く
 - ② 時 間 午前8時30分～午後5時15分まで
 - ③ 提出方法 見附市教育委員会こども課へ持参(郵送不可)

9. 選定方法及び結果について

- (1) 市長が定める審査基準に基づき、事務局による1次審査(書類審査)、見附市立保育園民営化選定委員会(以下「委員会」という。)による2次審査(公開プレゼンテーション)により選定する。
※令和6年1月22日(月)に見附市役所4階大会議室にて実施予定です。
※プレゼンテーションの際、市が準備するOA関連機器はプロジェクターとスクリーンとする。
※当日使用するデータ、配布資料がある場合は、公開プレゼンテーション前日の正午までにこども課へ提出して下さい。(データは外部媒体にて持込、紙ベースのものは9部提出をお願いします。)
- (2) 委員会における選定結果に基づき、市が移管先法人を決定する。
- (3) 委員会の審査は非公開とするが、選定結果は応募者全員に通知し、市ホームページ等で公表する。

10. 移管事業者との協定

市は、移管が決定した事業者と民営化に係る基本的な事項について協議を行い、速やかにこのことに基づいた協定を締結する。

11. 問合せ及び書類等提出先

〒954-8686
新潟県見附市昭和町2丁目1番1号
見附市教育委員会(見附市役所内)
こども課 保育児童クラブ係
TEL 0258-62-1700(内線441・442)
FAX 0258-63-5003
e-mail kodomo@city.mitsuke.niigata.jp

見附市教育委員会 こども課

〒954-8686

新潟県見附市昭和町2丁目1番1号

TEL (代表) 0258-62-1700

FAX 0258-63-5003

e-mail kodomo@city.mitsuke.niigata.jp

ホームページ <https://www.city.mitsuke.niigata.jp>